

平成30年度 東部地区 各種講習会計画 11月分 (広島会場及び志和教習所でも開催されています。)

詳細は当協会ホームページ <http://www.hirokenk.or.jp/> をご覧ください。(公社)広島県労働基準協会尾道支部 /電話 0848-22-3432

種 類	開催予定日	予定会場 (学科)(日付)	予定会場 (実技)(日付)	受講料込 (円)	テキスト代/込 (円)	受講対象の作業・作業場又は受講資格
乾燥設備作業主任者 (3日=15時間教育)	26~28	福山教習所 (26~28)	なし	14,040	1,512	安衛法施工令第6条8号抜粋に掲げる設備による物の加熱乾燥の作業乾燥設備のうち、危険物等に係る設備で内容積が1m ³ 以上のもの乾燥設備以外で熱源として燃料を使用するもの(固体燃料10kg/時、液体燃料10ℓ/時、気体燃料1立法m/時、10kW/定格消費電力で詳細は別途)
足場組立等作業主任者 (2日=13時間教育)	21・22	福山教習所 (21・22)	なし	10,800	1,650	安衛法施行令第14条つり足場(ゴンドラのつり足場を除く)張り出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立、解体又は変更の作業
特定化学物質及び四アルキ ル鉛等作業主任者 (2日=13時間教育)	5・6	福山教習所 (5・6)	なし	10,800	1,944	特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業及び四アルキル鉛等業務に係る作業(安衛令第6条18,20号別表第3,5)
酸欠・硫化水素危険作業主任者 (3日=17.5時間教育)	14~16	福山教習所 (14~16)	なし	14,040	2,160	安衛法施工令第6条21号抜粋に掲げる酸素欠乏危険箇所における作業場(酸素欠乏・硫化水素危険作業の区分は酸素欠乏症等防止規則第2条第8号を参照)
有機溶剤作業主任者 (2日=13時間教育)	19・20	福山教習所 (19・20)	なし	10,800	1,944	屋内作業場又はタンク、船倉若しくは杭の内部その他の労働省令で定める場所において、有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で労働省令で定めるものに係る作業(安衛令第6条22号、別表第6の2)
床上操作式クレーン運転 A区分(3日=20時間教育) B区分(4日=17時間教育)	1~7	福山教習所 (1・2)	福山教習所 (5・6・7)	A 24,840 B 22,680	1,645	つり上げ荷重が5t以上の床上操作式クレーン運転の業務(安衛令第20条6号)
ガス溶接 (2日=13時間教育)	20・21	福山教習所 (20)	福山教習所 (21)	9,720	864	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務(安衛令第20条10号、安衛則第79条、別表第6)
フォークリフト運転 A区分(4日=35時間教育) B区分(4日=31時間教育) C区分(2日=15時間教育)	6~15 19~22	福山教習所 (6) 福山教習所 (19)	福山教習所 (7~9)(12~14) C区分(15) 福山教習所 (20~22)	A 32,400 B 27,000 C 16,200	1,620	最大荷重が1t以上のフォークリフト運転業務(安衛令第20条11号)
玉掛け A区分(3日=19時間教育) B区分(3日=18時間教育) C区分(3日=15時間教育)	12~20 27~30	福山教習所 (12・13) 尾道長者原 ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ(27・28)	福山教習所 (14・15・16 ・19・20) 福山教習所 (29・30)	A 20,520 B 19,440 C 18,360	1,645	制限荷重が1t以上の揚荷装置、又はつり上荷重が1t以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務(安衛令第20条16号)
高所作業車運転 B区分(2日=14時間教育) C区分(2日=12時間教育)	5~6	福山教習所 (5)	福山教習所 (6)	B 24,840 C 22,680	1,850	作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務(安衛令第20条15号)

種 類	開催予定日	予定会場 (学科)(日付)	予定会場 (実技)(日付)	受講料込 (円)	テキスト代/込 (円)	受講対象の作業・作業場又は受講資格
自由研削用と 石取替え等業務 (1日=6時間教育)	9	福山教習所 (9)	福山教習所 (9)	会員 8,640 一般 11,880	1,296	自由研削用といしりの取替え又は取替え時の試運転の業務 (安衛則第36条第1号抜粋、特別教育規定第2条抜粋)
アーク溶接等業務 学科・実技3日=21時間教育	12~14	福山教習所 (12・13)	福山教習所 (14)	会員 18,360 一般 21,600	1,080	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断の業務 (安衛則第36条第3号抜粋)
クレーン運転業務 (2日=13時間教育)	21・22	府中商工会議所 (21)	福山教習所 (22)	会員 14,040 一般 17,280	1,645	つり上げ荷重が5t未満のクレーン運転の業務、つり上げ荷重が5t以上の跨線テルハ運転の業務 (安衛則第36条第15号)
高圧電気取扱業務 (2日=11時間教育)	28・29	福山教習所 (28・29)	なし 各事業所で15時間以上必要	会員 8,640 一般 11,880	1,404	高圧、若しくは特別高圧の充電電路若しくは当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理若しくは操作の業務 (労働安全衛生規則第36条第4号)
足場の組立等特別教育 (1日=6時間教育)	30	福山教習所 (30)	なし	会員 6,480 一般 9,720	800	足場の組立、解体又は変更の作業に係る業務 (地上又は強固な床における補助作業の業務を除く)
職長等教育 2日=12時間	1・2	福山教習所 (1・2)	なし	会員 14,040 一般 17,280	864 (職長)	新たにつくことになった職長、班長、組長、その他の作業中の労働者を直接指揮または監督する者 (安衛法第60条、施行令第19条、安衛則第40条) (安全・衛生責任者 法第60条3号)
職長・安全衛生責任者教育 (2日=14時間)					864(職長) 648(安責)	上記内容と建設工事現場において請負契約関係にある事業者が同一の場所で相関連して一つの仕事を行う場合は、関係請負人により安全衛生責任者を選任すること 事業者は、労働安全衛生法第19条の2第項の規定に基づく能力向上教育指針により労働災害防止のための業務に従事する者に対して当該業務に関する能力向上教育を行うよう求められています。
第一種衛生管理者能力向上 教育 (2日=13時間)	26・27	福山教習所 (26・27)	なし	会員 8,640 一般 11,880	2,484	事業者は、労働安全衛生法第19条の2第項の規定に基づく能力向上教育指針により労働災害防止のための業務に従事する者に対して当該業務に関する能力向上教育を行うよう求められています。
フォークリフト運転業務 従事者安全衛生教育 (1日=6時間教育)	16	福山教習所 (16)	なし	会員 6,480 一般 9,720	1,645	フォークリフト運転技能講習資格修得後5年以上経過した者、または前回教育受講後5年以上経過した者を対象とした労働省通達による技能向上教育です。 (労働安全衛生法第60条の2第2項)
玉掛け業務従事者 安全衛生教育 (1日=5時間教育)	7	福山教習所 (7)	なし	会員 6,480 一般 9,720	1,749	玉掛け技能講習資格修得後5年以上経過した者、または前回教育受講後5年以上経過した者を対象とした労働省通達による技能向上教育です。 (労働安全衛生法第60条の2第2項)
危険予知訓練研修 (1日=7時間教育)	7	福山教習所 (7)	なし	会員 7,560 一般 10,800	756	危険を予知・予測し、未然に災害を防止する手法を学習する講習会で、多くの事業場で活用されています。 管理監督者、現場従事者などが対象です。
第44回 広島県産業安全衛生大会	8	ふくやま芸術文化ホール リーデンローズ (8)	なし	1,000円	参加費込み	快適で、危険ゼロの職場づくりを目指し標記大会を開催します。安全衛生に関する職場の事例発表、特別講演を予定しています。

備考：申込は尾道支部／電話 0848-22-3432／FAX 0848-22-3444／メール onokyo100@hirokenk.or.jp で受付いたします（各支部分含む）